

令04原機（環保）021

令和5年 2月 17日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範

(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所
廃棄物管理事業変更許可申請書

本文及び添付資料の一部補正

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の5第1項の規定に基づき、令和4年4月28日付け令04原機（環保）010をもって申請し、令和4年12月27日付け令04原機（環保）017をもって一部補正した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書の本文及び添付書類を下記のとおり一部補正いたします。

記

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書、本文及び添付書類について、別紙1、別紙2及び別紙3のとおり一部補正する。

別紙 1

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 5 第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 4 月 28 日付け令 04 原機（環保）010 をもって申請し、令和 4 年 12 月 27 日付け令 04 原機（環保）017 をもって一部補正した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書の「四 変更の理由」について、下記のとおり変更する。

記

四 変更の理由

1. 有機廃液の取扱頻度を減じて、漏えいリスクを低減するために、有機廃液一時格納庫の使用を停止し、 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲへ有機廃液を運搬し処理することができるように、 $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置の一部である有機溶媒貯槽を液体廃棄物の受入れ施設とする変更を行う。
2. 材料試験研究炉（JMTR）の廃止措置計画の認可（令和 3 年 3 月 17 日）を踏まえ、材料試験研究炉（JMTR）からの一次冷却水の発生量が減り、液体廃棄物は廃液蒸発装置 I での処理も可能であることから、処理の合理化を図るために、廃液処理棟の化学処理装置及びセメント固化装置の一部（凍結再溶解槽及びスラッジ槽）の使用を停止する。また、材料試験研究炉（JMTR）の廃止措置に伴い液体廃棄物 C の発生が無くなることから、液体廃棄物 C を除外する変更を行う。
3. 外部からの衝撃による損傷の防止のうち竜巻事象について、藤田スケール（F）1 クラスの評価については、F1 クラスよりも風速の大きい

F2 クラスによる最大風速の評価に包含されることから除外する変更を行う。F1 クラスの竜巻事象に対する設計は、施設の構造健全性を維持して全ての安全機能を損なうことのないものとしている。一方、F2 クラスの竜巻事象に対する設計は、遮蔽機能及び閉じ込め機能を有する設備並びにガス消火設備について、安全機能が損なわれないものとし、その他の安全機能について喪失した場合であっても、代替設備・機器を用いて安全機能を確保することで、安全性を損なわないものとする設計は変わらない。F2 クラスの竜巻事象の対策によって、F1 クラスの竜巻に対しても安全性を損なわないことから、F1 クラスの竜巻事象に対する設計について、除外する変更を行う。

4. 共用設備について、管理の合理化を目的に、大洗研究所における所管を明確にする。

別紙 2

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 5 第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 4 月 28 日付け令 04 原機（環保）010 をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書の本文「5. 廃棄物管理施設の工事計画」及び添付書類一「事業計画書」について、別添 1 のとおり変更する。

変更前（既許可）	変更後	備考																																																			
<p>5. 廃棄物管理施設の工事計画</p> <p>固体集積保管場Ⅰの建物構造変更等 省略</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の設置 省略</p> <div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>廃液処理棟の改修</p> <table border="1" data-bbox="160 701 1249 995"> <thead> <tr> <th colspan="3">年 度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">廃液処理棟</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">建物</td> <td rowspan="2">主要工程</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">[Progress bar spanning H30 to H33]</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>β・γ固体処理棟Ⅳの改修</p> <table border="1" data-bbox="160 1129 1249 1423"> <thead> <tr> <th colspan="3">年 度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">β・γ固体処理棟Ⅳ</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">建物</td> <td rowspan="2">主要工程</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">[Progress bar spanning H30 to H33]</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	年 度			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	廃液処理棟	建物	主要工程	[Progress bar spanning H30 to H33]								年 度			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	β・γ固体処理棟Ⅳ	建物	主要工程	[Progress bar spanning H30 to H33]								<p>5. 廃棄物管理施設の工事計画</p> <p>固体集積保管場Ⅰの建物構造変更等 変更なし</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の設置 変更なし</p> <div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>廃液処理棟への竜巻防護壁の設置</p> <table border="1" data-bbox="1368 701 2525 1003"> <thead> <tr> <th colspan="3">年 度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">廃液処理棟</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">竜巻防護壁</td> <td rowspan="2">主要工程</td> <td> </td> <td style="text-align: center;">[Progress bar in R5]</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(削る)</p> </div>	年 度			令和4年度	令和5年度	令和6年度	廃液処理棟	竜巻防護壁	主要工程		[Progress bar in R5]					<p>外部事象に対する設計方針の変更に伴う対策工事の変更</p> <p>外部事象に対する設計方針の変更に伴い削除</p>
年 度			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度																																															
廃液処理棟	建物	主要工程	[Progress bar spanning H30 to H33]																																																		
年 度			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度																																															
β・γ固体処理棟Ⅳ	建物	主要工程	[Progress bar spanning H30 to H33]																																																		
年 度			令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																
廃液処理棟	竜巻防護壁	主要工程		[Progress bar in R5]																																																	

変更前（既許可）				変更後				備考															
<p>固体集積保管場Ⅰの改修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">固体集積保管場Ⅰ</td> <td rowspan="2">建物</td> <td rowspan="2">主要工程</td> <td colspan="3">[削る]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				年 度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	固体集積保管場Ⅰ	建物	主要工程	[削る]						[削る]				外部事象に対する設計方針の変更に伴い削除
年 度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度																		
固体集積保管場Ⅰ	建物	主要工程	[削る]																				
<p>β・γ固体処理棟Ⅱの改修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">β・γ固体処理棟Ⅱ</td> <td rowspan="2">建物</td> <td rowspan="2">主要工程</td> <td colspan="3">[削る]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				年 度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	β・γ固体処理棟Ⅱ	建物	主要工程	[削る]						[削る]				
年 度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度																		
β・γ固体処理棟Ⅱ	建物	主要工程	[削る]																				
<p>α一時格納庫の改修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">α一時格納庫</td> <td rowspan="2">建物</td> <td rowspan="2">主要工程</td> <td colspan="3">[削る]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				年 度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	α一時格納庫	建物	主要工程	[削る]						[削る]				
年 度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度																		
α一時格納庫	建物	主要工程	[削る]																				
<p>廃液貯留施設Ⅰの改修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">廃液貯留施設Ⅰ</td> <td rowspan="2">建物</td> <td rowspan="2">主要工程</td> <td colspan="3">[削る]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				年 度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	廃液貯留施設Ⅰ	建物	主要工程	[削る]						[削る]				
年 度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度																		
廃液貯留施設Ⅰ	建物	主要工程	[削る]																				

変更前（既許可）				変更後				備考																	
<p>有機廃液一時格納庫の改修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有機廃液一時格納庫</td> <td>建物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要工程</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">[横線]</td> </tr> </tbody> </table>				年 度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	有機廃液一時格納庫	建物					主要工程	[横線]				<p>(削る)</p>				<p>外部事象に対する設計方針の変更に伴い削除</p>
年 度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度																				
有機廃液一時格納庫	建物																								
	主要工程	[横線]																							
<p>化学処理装置等の使用の停止</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">廃液処理棟</td> <td rowspan="2">液体廃棄物の処理施設</td> <td rowspan="2">主要工程</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[横線]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液貯留施設Ⅰ</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[横線]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	廃液処理棟	液体廃棄物の処理施設	主要工程		[横線]				廃液貯留施設Ⅰ			[横線]		<p>化学処理装置等の使用の停止の追加</p>			
年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度																					
廃液処理棟	液体廃棄物の処理施設	主要工程		[横線]																					
廃液貯留施設Ⅰ			[横線]																						
<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有機廃液一時格納庫</td> <td rowspan="2">液体廃棄物の受入れ施設</td> <td rowspan="2">主要工程</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[横線]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	有機廃液一時格納庫	液体廃棄物の受入れ施設	主要工程		[横線]				<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止の追加</p>								
年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度																					
有機廃液一時格納庫	液体廃棄物の受入れ施設	主要工程		[横線]																					
<p>有機溶媒貯槽の漏えい検知器の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">β・γ 固体処理棟Ⅲ</td> <td rowspan="2">液体廃棄物の受入れ施設</td> <td rowspan="2">主要工程</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[横線]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	β・γ 固体処理棟Ⅲ	液体廃棄物の受入れ施設	主要工程		[横線]				<p>受入れ施設の変更に伴う追加</p>								
年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度																					
β・γ 固体処理棟Ⅲ	液体廃棄物の受入れ施設	主要工程		[横線]																					

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
<p>別添 1</p> <p style="text-align: center;">添 付 書 類 一</p> <p style="text-align: center;">事業計画書</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>イ 変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の予定時期…………… 1-1</p> <p>ロ 変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度の放射性廃棄物の種類別の予定受入れ量…………… 1-1</p> <p>ハ 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画…………… 1-2</p> <p>ニ 変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り…………… 1-3</p> <p>ホ その他変更後における廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項…………… 1-3</p>	<p>別添 1</p> <p style="text-align: center;">添 付 書 類 一</p> <p style="text-align: center;">事業計画書</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>イ 変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の予定時期…………… 1-1</p> <p>ロ 変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度の放射性廃棄物の種類別の予定受入れ量…………… 1-1</p> <p>ハ 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画…………… 1-2</p> <p>ニ 変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り…………… 1-3</p> <p>ホ その他変更後における廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項…………… 1-3</p>	

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考																																														
<p>ハ 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画 本変更に係る工事に要する資金の額及び調達計画は、次のとおりである。</p> <p>1. 変更の工事に要する資金の額 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 度</th> <th style="text-align: center;"><u>平成 30 ~ 33</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">項 目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液処理棟<u>の改修</u></td> <td style="text-align: center;"><u>249</u></td> </tr> <tr> <td><u>β・γ 固体処理棟Ⅳの改修</u></td> <td style="text-align: center;"><u>222</u></td> </tr> <tr> <td><u>固体集積保管場Ⅰの改修</u></td> <td style="text-align: center;"><u>160</u></td> </tr> <tr> <td><u>β・γ 固体処理棟Ⅱの改修</u></td> <td style="text-align: center;"><u>147</u></td> </tr> <tr> <td><u>α 一時格納庫の改修</u></td> <td style="text-align: center;"><u>125</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃液貯留施設Ⅰの改修</u></td> <td style="text-align: center;"><u>53</u></td> </tr> <tr> <td><u>有機廃液一時格納庫の改修</u></td> <td style="text-align: center;"><u>16</u></td> </tr> <tr> <td>総 計</td> <td style="text-align: center;"><u>972</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 変更の工事に要する資金の調達計画 本工事に要する資金は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の運営費交付金をもって充当する計画である。</p>	年 度	<u>平成 30 ~ 33</u>	項 目		廃液処理棟 <u>の改修</u>	<u>249</u>	<u>β・γ 固体処理棟Ⅳの改修</u>	<u>222</u>	<u>固体集積保管場Ⅰの改修</u>	<u>160</u>	<u>β・γ 固体処理棟Ⅱの改修</u>	<u>147</u>	<u>α 一時格納庫の改修</u>	<u>125</u>	<u>廃液貯留施設Ⅰの改修</u>	<u>53</u>	<u>有機廃液一時格納庫の改修</u>	<u>16</u>	総 計	<u>972</u>	<p>ハ 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画 本変更に係る工事に要する資金の額及び調達計画は、次のとおりである。</p> <p>1. 変更の工事に要する資金の額 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 度</th> <th style="text-align: center;"><u>令和 5 ~ 6</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">項 目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液処理棟<u>への竜巻防護壁の設置</u></td> <td style="text-align: center;"><u>300</u></td> </tr> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>化学処理装置等の使用の停止</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>有機廃液一時格納庫の使用の停止</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>有機溶媒貯槽の漏えい検知器の設置</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10</u></td> </tr> <tr> <td>総 計</td> <td style="text-align: center;"><u>312</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 変更の工事に要する資金の調達計画 本工事に要する資金は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の運営費交付金をもって充当する計画である。</p>	年 度	<u>令和 5 ~ 6</u>	項 目		廃液処理棟 <u>への竜巻防護壁の設置</u>	<u>300</u>	<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>		<u>化学処理装置等の使用の停止</u>	<u>1</u>	<u>有機廃液一時格納庫の使用の停止</u>	<u>1</u>	<u>有機溶媒貯槽の漏えい検知器の設置</u>	<u>10</u>	総 計	<u>312</u>	<p>記載の適正化</p> <p>外部事象に対する設計方針の変更に伴う対策工事の変更</p> <p>外部事象に対する設計方針の変更に伴い削除</p> <p>化学処理装置及び有機廃液一時格納庫の使用の停止 受入れ施設の変更に伴う追加</p> <p>記載の適正化</p>
年 度	<u>平成 30 ~ 33</u>																																															
項 目																																																
廃液処理棟 <u>の改修</u>	<u>249</u>																																															
<u>β・γ 固体処理棟Ⅳの改修</u>	<u>222</u>																																															
<u>固体集積保管場Ⅰの改修</u>	<u>160</u>																																															
<u>β・γ 固体処理棟Ⅱの改修</u>	<u>147</u>																																															
<u>α 一時格納庫の改修</u>	<u>125</u>																																															
<u>廃液貯留施設Ⅰの改修</u>	<u>53</u>																																															
<u>有機廃液一時格納庫の改修</u>	<u>16</u>																																															
総 計	<u>972</u>																																															
年 度	<u>令和 5 ~ 6</u>																																															
項 目																																																
廃液処理棟 <u>への竜巻防護壁の設置</u>	<u>300</u>																																															
<u>(削る)</u>																																																
<u>(削る)</u>																																																
<u>(削る)</u>																																																
<u>(削る)</u>																																																
<u>(削る)</u>																																																
<u>(削る)</u>																																																
<u>化学処理装置等の使用の停止</u>	<u>1</u>																																															
<u>有機廃液一時格納庫の使用の停止</u>	<u>1</u>																																															
<u>有機溶媒貯槽の漏えい検知器の設置</u>	<u>10</u>																																															
総 計	<u>312</u>																																															

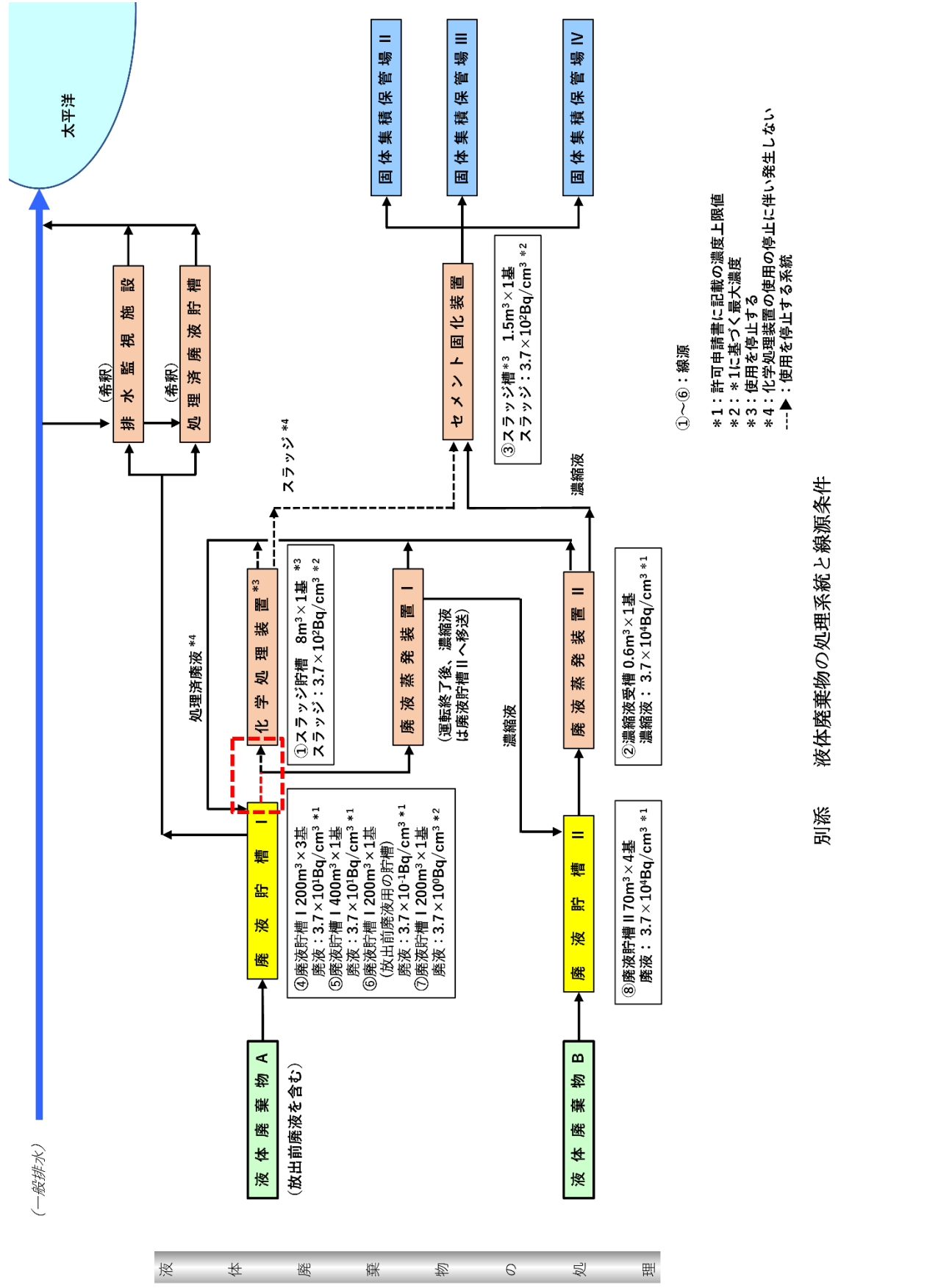
変更前（既許可）								変更後						備考	
ニ 変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り （単位：百万円）								ニ 変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り （単位：百万円）						記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化	
年度		<u>平成</u>						年度		<u>令和</u>					
摘要		<u>23</u>	<u>24</u>	<u>25</u>	<u>26</u>	<u>27</u>	<u>28</u>	<u>29</u>	<u>6</u>		<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>		<u>10</u>
収入	交付金、事業収入	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	収入	交付金、事業収入	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>		<u>1,100</u>
支出	運転管理費	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	支出	運転管理費	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>
ホ その他変更後における廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が大洗研究所で行う廃棄物管理施設の運転管理に係る費用は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法に基づく一般会計運営費交付金及び特別会計運営費交付金により充当する計画である。 なお、管理する廃棄物の最終的な取扱いについては、放射性廃棄物の処理及び管理を委託する者と取決めを締結し、これを履行させることとする。								ホ その他変更後における廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が大洗研究所で行う廃棄物管理施設の運転管理に係る費用は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法に基づく一般会計運営費交付金及び特別会計運営費交付金により充当する計画である。 なお、管理する廃棄物の最終的な取扱いについては、放射性廃棄物の処理及び管理を委託する者と取決めを締結し、これを履行させることとする。							

別紙 3

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の5第1項の規定に基づき、令和4年4月28日付け令04原機（環保）010をもって申請し、令和4年12月27日付け令04原機（環保）017をもって一部補正した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書の本文及び添付書類五「変更後における廃棄物管理施設の安全設計に関する説明書」を別添2のとおり変更する。

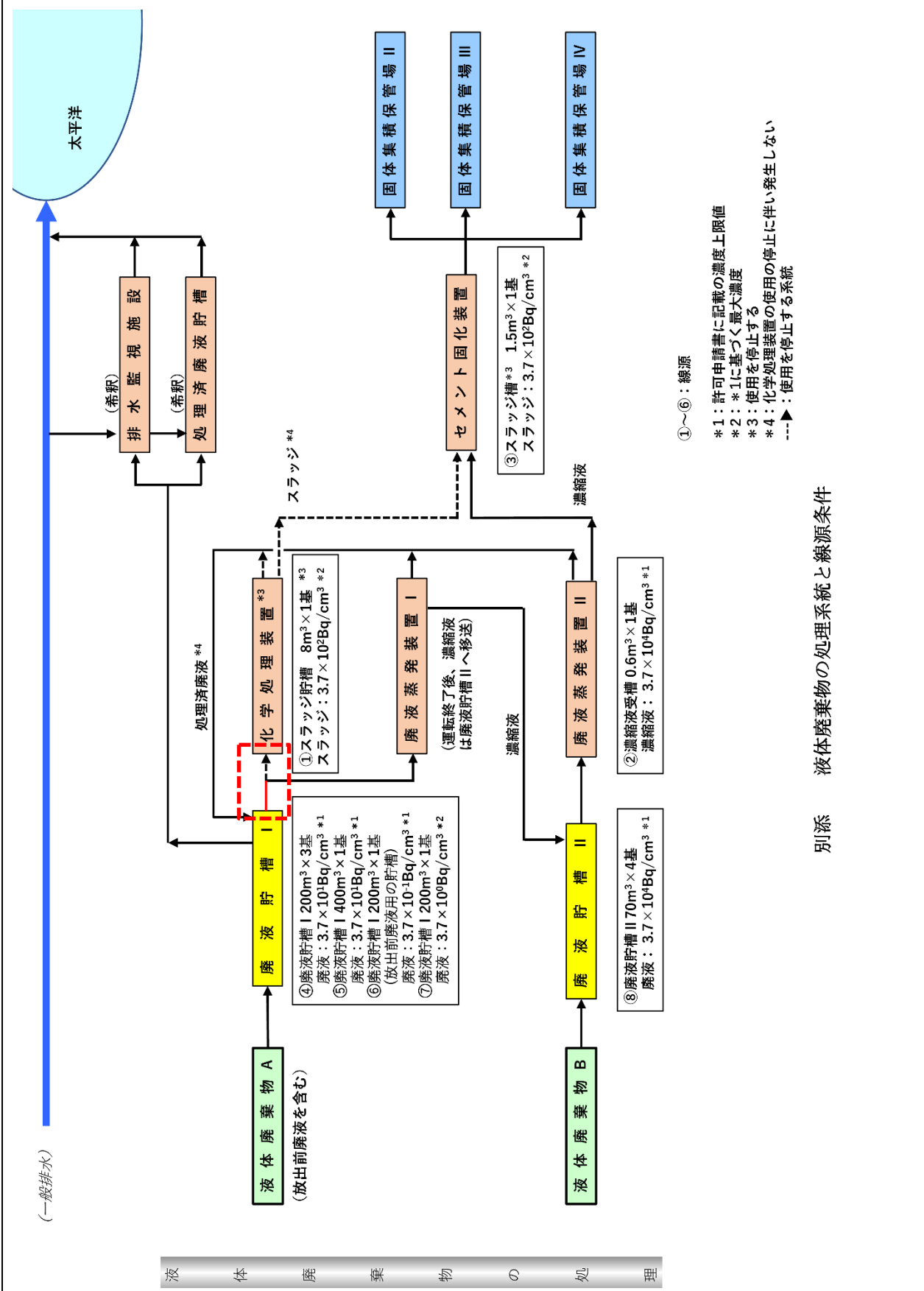
変更前（補正申請書 令和4年12月27日補正）	変更後	備考
<p>(a) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。</p> <p>(b) 気象観測設備 敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p> <p>ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造 固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、施設を収容する建家及び管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備で構成する。また、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、汚染のおそれのある管理区域から発生する気体廃棄物を処理する施設で、施設を収容する又は備える建家及び管理区域系排気設備並びにβ・γ封入設備、β・γ貯蔵セル、αホール設備及びα封入設備から発生する気体廃棄物を処理するためのセル系排気設備で構成する。本施設の系統概要図を第21図に示す。</p> <p>i) 気体廃棄物の廃棄施設を収容する又は備える建家</p> <p>1) 廃液処理棟 廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>2) β・γ固体処理棟Ⅰ β・γ固体処理棟Ⅰの主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部半地下）、建築面積約550m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第4図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>3) β・γ固体処理棟Ⅱ β・γ固体処理棟Ⅱの主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地下1階）、建築面積約400m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第5図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>4) β・γ固体処理棟Ⅲ β・γ固体処理棟Ⅲの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下1階、建築面積約1,000m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第6図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>5) β・γ固体処理棟Ⅳ β・γ固体処理棟Ⅳの主要構造は、鉄骨造で、地上1階（一部2階）、建築面積約490m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第7図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>6) α固体処理棟 α固体処理棟の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（一部地下1階）、建築面積約1,050m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第8図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を</p>	<p>(a) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。<u>また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う移動モニタリング設備を備える。</u></p> <p>(b) 気象観測設備 敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p> <p>ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造 固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、施設を収容する建家及び管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備で構成する。また、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、汚染のおそれのある管理区域から発生する気体廃棄物を処理する施設で、施設を収容する又は備える建家及び管理区域系排気設備並びにβ・γ封入設備、β・γ貯蔵セル、αホール設備及びα封入設備から発生する気体廃棄物を処理するためのセル系排気設備で構成する。本施設の系統概要図を第21図に示す。</p> <p>i) 気体廃棄物の廃棄施設を収容する又は備える建家</p> <p>1) 廃液処理棟 廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>2) β・γ固体処理棟Ⅰ β・γ固体処理棟Ⅰの主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部半地下）、建築面積約550m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第4図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>3) β・γ固体処理棟Ⅱ β・γ固体処理棟Ⅱの主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地下1階）、建築面積約400m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第5図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>4) β・γ固体処理棟Ⅲ β・γ固体処理棟Ⅲの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下1階、建築面積約1,000m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第6図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>5) β・γ固体処理棟Ⅳ β・γ固体処理棟Ⅳの主要構造は、鉄骨造で、地上1階（一部2階）、建築面積約490m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第7図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>6) α固体処理棟 α固体処理棟の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（一部地下1階）、建築面積約1,050m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第8図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を</p>	<p>基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更を取り消す</p>

変更前（補正申請書 令和4年12月27日補正）



別添 液体廃棄物の処理系統と線源条件

変更後



別添 液体廃棄物の処理系統と線源条件

備考

使用を停止する系統の適正化

変 更 前（補正申請書 令和4年12月27日補正）	変 更 後	備 考
<p>り、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備、廃棄物管理施設にて共用する。</p> <p>廃棄物管理施設内では受電設備 <u>及び</u> 予備電源を共用している。これらの共用施設で故障等が発生した場合には、予備設備、代替設備及び代替機器により廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>第3項について</p> <p>廃棄物管理施設の安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能が維持されることを確認するために、その機能の重要度に応じて、設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、施設管理実施計画に確認することを定め、遵守する。また、保守及び修理を行えるよう設計する。</p> <p>第4項について</p> <p>当該廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はないため、系統の多重性は必要としない。</p> <div style="text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 添付書類五の下記項目参照 安全設計の基本方針 （1.1項） </div> <p>（本文）</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>廃棄物管理施設は、以下の方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>i) 廃棄物管理施設は、重要度に応じてその機能を確保する設計とする。</p> <p>j) 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。</p> <p>k) 廃棄物管理施設は、機能の確認のための検査又は試験及び機能を維持するための保守又は修理ができる設計とする。</p> <p>1) 廃棄物管理施設は、安全上重要な施設はないため、系統の多重性は必要としない。</p> <p>放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周</p>	<p>り、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備、廃棄物管理施設にて共用する。</p> <p>廃棄物管理施設内では受電設備、<u>予備電源及び移動モニタリング設備</u>を共用している。これらの共用施設で故障等が発生した場合には、予備設備、代替設備及び代替機器により廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>第3項について</p> <p>廃棄物管理施設の安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能が維持されることを確認するために、その機能の重要度に応じて、設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、施設管理実施計画に確認することを定め、遵守する。また、保守及び修理を行えるよう設計する。</p> <p>第4項について</p> <p>当該廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はないため、系統の多重性は必要としない。</p> <div style="text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 添付書類五の下記項目参照 安全設計の基本方針 （1.1項） </div> <p>（本文）</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>廃棄物管理施設は、以下の方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>i) 廃棄物管理施設は、重要度に応じてその機能を確保する設計とする。</p> <p>j) 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。</p> <p>k) 廃棄物管理施設は、機能の確認のための検査又は試験及び機能を維持するための保守又は修理ができる設計とする。</p> <p>1) 廃棄物管理施設は、安全上重要な施設はないため、系統の多重性は必要としない。</p> <p>放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周</p>	<p>基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更の取り消し及び共用設備の明確化</p>

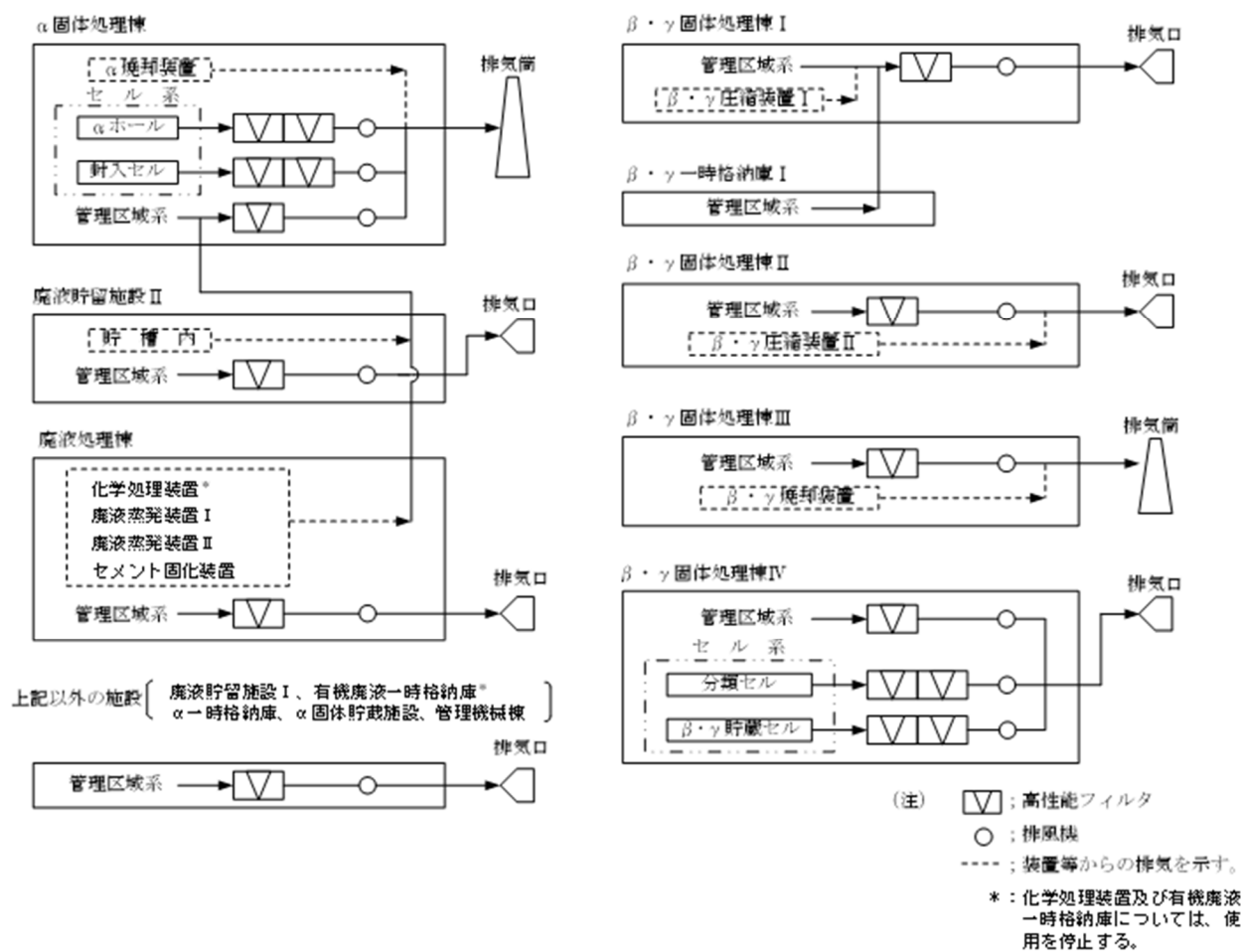
変更前（補正申請書 令和4年12月27日補正）	変更後	備考
<p>辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにする建家、設備及び機器</p> <p>③ クラス3 異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス1、クラス2以外の建家、設備及び機器 廃棄物管理施設には、クラス1及びクラス2はない。 廃棄物管理施設には、他の施設間との共用施設として、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話設備（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備並びに周辺監視区域用フェンスがあるが、これらの機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。</p> <p>また、<u>廃棄物管理施設内では、</u>β・γ一時格納庫Ⅰの管理区域系の排気をβ・γ固体処理棟Ⅰの気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設Ⅱの液体廃棄物の処理施設等の排気をα固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理しているが、これら気体廃棄物の廃棄施設の機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。</p> <p>安全設計の基本方針（添付書類五 1.1項） g. 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。</p> <p>共用に関する設計上の考慮 廃棄物管理施設と他の原子力施設での共用施設としては、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話設備（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備並びに周辺監視区域用フェンスがある。 このうち、安全機能を有する大洗研究所（北地区）原子炉施設に属する放射線管理施設のうち固定モニタリング設備並びに通信連絡設備のうち緊急時対策所に設置する加入電話設備（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備、廃棄物管理施設にて共用する。</p>	<p>辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにする建家、設備及び機器</p> <p>③ クラス3 異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス1、クラス2以外の建家、設備及び機器 廃棄物管理施設には、クラス1及びクラス2はない。 廃棄物管理施設には、他の施設間との共用施設として、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話設備（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備並びに周辺監視区域用フェンスがあるが、これらの機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。<u>廃棄物管理施設内では移動モニタリング設備を共用している。この設備の機能喪失によって、廃棄物管理施設の安全機能が損なわれることはない。</u></p> <p>また、β・γ一時格納庫Ⅰの管理区域系の排気をβ・γ固体処理棟Ⅰの気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設Ⅱの液体廃棄物の処理施設等の排気をα固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理しているが、これら気体廃棄物の廃棄施設の機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。</p> <p>安全設計の基本方針（添付書類五 1.1項） g. 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。</p> <p>共用に関する設計上の考慮 廃棄物管理施設と他の原子力施設での共用施設としては、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話設備（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備並びに周辺監視区域用フェンスがある。 このうち、安全機能を有する大洗研究所（北地区）原子炉施設に属する放射線管理施設のうち固定モニタリング設備並びに通信連絡設備のうち緊急時対策所に設置する加入電話設備（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備、廃棄物管理施設にて共用する。</p>	<p>基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更の取り消し及び共用設備の明確化 上記追加による記載の適正化</p>

変更前（補正申請書 令和4年12月27日補正）

廃棄物管理施設内では受電設備及び予備電源を共用している。これらの機能喪失によって、廃棄物管理施設の安全機能が損なわれることはない。

廃棄物管理施設内の共用

廃棄物管理施設間では、以下に示すβ・γ一時格納庫Ⅰの管理区域系の排気をβ・γ固体処理棟Ⅰの気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設Ⅱの液体廃棄物の処理施設の排気をα固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理している。



廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設系統概要図
(添付書類五 第8.2.1図(1))

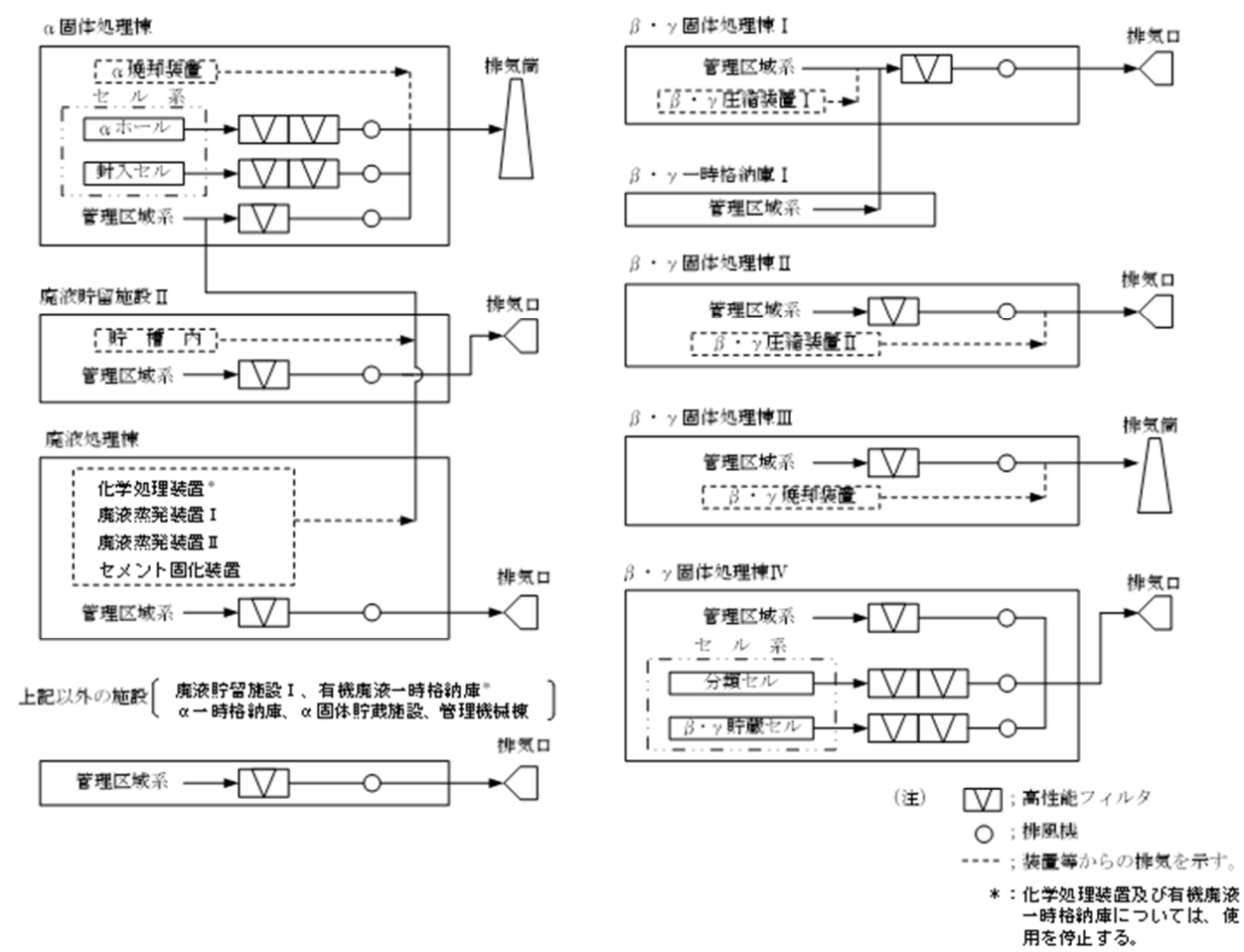
喪失を想定し、事故の有無を整理した。
① 対象について

変更後

廃棄物管理施設内では受電設備、予備電源及び移動モニタリング設備を共用している。これらの機能喪失によって、廃棄物管理施設の安全機能が損なわれることはない。

廃棄物管理施設内の共用

廃棄物管理施設間では、以下に示すβ・γ一時格納庫Ⅰの管理区域系の排気をβ・γ固体処理棟Ⅰの気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設Ⅱの液体廃棄物の処理施設の排気をα固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理している。



廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設系統概要図
(添付書類五 第8.2.1図(1))

喪失を想定し、事故の有無を整理した。
① 対象について

基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更の取り消し及び共用設備の明確化

変更前（補正申請書 令和4年12月27日補正）	変更後	備考
<p>何らかの異常により一部の共用施設が停止したとしても、複数基ある固定モニタリング設備でバックアップできるため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。さらに、電源異常によりすべての共用施設が停止したとしても、予備電源を備えており計測を持続することができるため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。</p> <p>気象観測設備は、固定モニタリング設備と同様に、原子炉施設等とは別の電源系統で計測を行っており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。何らかの異常により共用施設が停止したとしても、気象指針により年間 10%以内の欠測は認められており、その範囲で観測できるようにするため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。</p> <p>通信連絡設備のうち所内内線電話、加入電話設備、構内一斉放送設備は、原子炉施設等とは別の電源系統で稼働しており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。また、これら通信連絡設備に異常が生じた場合は、携帯通信機等の代替え措置により対応する。</p> <p>周辺監視区域用フェンスは、静的な建家であり、他施設との共用に伴い影響を受けることはない。</p> <p>また、廃棄物管理施設内では、$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I の管理区域系の排気を $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I の気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設 II の液体廃棄物の処理施設等の排気を α 固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理している。これら気体廃棄物の廃棄施設が機能喪失する場合は、関連する施設・設備を停止することから、施設の安全性が損なわれることはない。</p> <p>表 1 1 - 5 に共用施設の機能、構造等と廃棄物管理施設の安全性を整理した。</p> <p>表 1 1 - 5 から、機能、構造等から判断して、共用によって当該廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさないと考える。</p>	<p>何らかの異常により一部の共用施設が停止したとしても、複数基ある固定モニタリング設備でバックアップできるため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。さらに、電源異常によりすべての共用施設が停止したとしても、予備電源を備えており計測を持続することができるため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。</p> <p>気象観測設備は、固定モニタリング設備と同様に、原子炉施設等とは別の電源系統で計測を行っており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。何らかの異常により共用施設が停止したとしても、気象指針により年間 10%以内の欠測は認められており、その範囲で観測できるようにするため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。</p> <p><u>移動モニタリング設備は、動力及び計測機能ともに独立している。何らかの異常により共用施設に異常があったとしても、廃棄物管理施設の安全性に支障を来さない。</u></p> <p>通信連絡設備のうち所内内線電話、加入電話設備、構内一斉放送設備は、原子炉施設等とは別の電源系統で稼働しており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。また、これら通信連絡設備に異常が生じた場合は、携帯通信機等の代替え措置により対応する。</p> <p>周辺監視区域用フェンスは、静的な建家であり、他施設との共用に伴い影響を受けることはない。</p> <p>また、廃棄物管理施設内では、$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I の管理区域系の排気を $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I の気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設 II の液体廃棄物の処理施設等の排気を α 固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理している。これら気体廃棄物の廃棄施設が機能喪失する場合は、関連する施設・設備を停止することから、施設の安全性が損なわれることはない。</p> <p>表 1 1 - 5 に共用施設の機能、構造等と廃棄物管理施設の安全性を整理した。</p> <p>表 1 1 - 5 から、機能、構造等から判断して、共用によって当該廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさないと考える。</p>	<p>基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更を取り消す</p>

変更前（補正申請書 令和4年12月27日補正）

設備名	設備の概要	1. 構造的特徴		2. 主要な仕様		3. 安全対策		4. 環境対策		5. その他		6. 備考	
		構造	仕様	構造	仕様	構造	仕様	構造	仕様	構造	仕様	構造	仕様
1. 有機廃液一時格納庫	有機廃液一時格納庫	ステンレス製	容量：100L	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理
2. セメント固化装置	セメント固化装置	ステンレス製	容量：100L	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理
3. 凍結再融解槽	凍結再融解槽	ステンレス製	容量：100L	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理

※1：有機廃液一時格納庫は、有機廃液の性状により、ステンレス製が適当であると判断され、ステンレス製と記載されています。

※2：セメント固化装置は、有機廃液の性状により、ステンレス製が適当であると判断され、ステンレス製と記載されています。

※3：凍結再融解槽は、有機廃液の性状により、ステンレス製が適当であると判断され、ステンレス製と記載されています。

- *1：化学処理装置については、使用を停止する。
- *2：セメント固化装置については、凍結再融解槽及びスラッジ槽について使用を停止する。
- *3：有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。

変更後

設備名	設備の概要	1. 構造的特徴		2. 主要な仕様		3. 安全対策		4. 環境対策		5. その他		6. 備考	
		構造	仕様	構造	仕様	構造	仕様	構造	仕様	構造	仕様	構造	仕様
1. 有機廃液一時格納庫	有機廃液一時格納庫	ステンレス製	容量：100L	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理
2. セメント固化装置	セメント固化装置	ステンレス製	容量：100L	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理
3. 凍結再融解槽	凍結再融解槽	ステンレス製	容量：100L	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理	防錆処理

※1：有機廃液一時格納庫は、有機廃液の性状により、ステンレス製が適当であると判断され、ステンレス製と記載されています。

※2：セメント固化装置は、有機廃液の性状により、ステンレス製が適当であると判断され、ステンレス製と記載されています。

※3：凍結再融解槽は、有機廃液の性状により、ステンレス製が適当であると判断され、ステンレス製と記載されています。

- *1：化学処理装置については、使用を停止する。
- *2：セメント固化装置については、凍結再融解槽及びスラッジ槽について使用を停止する。
- *3：有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。

基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更の取り消し及び共用設備の明確化

変更前（補正申請書 令和4年12月27日補正）				変更後				備考
表 1 1 - 4 他の施設と共用している設備・機器				表 1 1 - 4 他の施設と共用している設備・機器				
廃棄物管理施設	設備	共用施設（炉規制法）		廃棄物管理施設	設備	共用施設（炉規制法）		
放射線管理施設	固定モニタリング設備、 気象観測設備	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設		放射線管理施設	固定モニタリング設備、 気象観測設備	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設		
電気設備	商用系電源	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設		電気設備	商用系電源	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設		
通信連絡設備	所内内線電話、 加入電話設備、 構内一斉放送設備	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設		通信連絡設備	所内内線電話、 加入電話設備、 構内一斉放送設備	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設		
その他附属施設	周辺監視区域用フェンス	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設		その他附属施設	周辺監視区域用フェンス	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設		
表 1 1 - 5 共用施設の機能、構造等と廃棄物管理施設の安全性				表 1 1 - 5 共用施設の機能、構造等と廃棄物管理施設の安全性				
共用施設		機能	構造等	共用による安全性の支障の有無				
外部電源	商用系	大洗研究所の施設を運転する電力供給	共用する側の施設も含めた負荷に見合う電源盤、ケーブル、遮断機で構成	無		共用する側の施設も含めた負荷に見合う電源盤、ケーブル、遮断機で構成		
	非常系	商用系の機能停止時に限定した施設への電力供給	共用する側の施設も含めた負荷に見合う電源盤、ケーブル、遮断機で構成	無		共用する側の施設も含めた負荷に見合う電源盤、ケーブル、遮断機で構成		
固定モニタリング設備		定位置の空間線量率、放射性物質濃度の測定と測定データの発信	測定機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供	無		測定機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供		
気象観測設備		気象観測塔における気象の観測と観測データの発信	気象観測機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供	無		気象観測機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供		
通信連絡設備	所内内線設備	所内内線設備間の通話	電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置	無		電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置		
	加入電話設備	所内外の加入電話設備間の通話	電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置	無		電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置		
	構内一斉放送設備	構内に居る者への連絡・周知	マイク、ケーブル、盤、スピーカで構成し、共用する側の施設に盤、スピーカを設置	無		マイク、ケーブル、盤、スピーカで構成し、共用する側の施設に盤、スピーカを設置		
周辺監視区域用フェンス		人の不法な侵入等の防止	共用する側の施設も鋼製フェンス、扉を使用	無		共用する側の施設も鋼製フェンス、扉を使用		
緊急時等会議システム		複数箇所との通話	T V会議システム端末を共用する側の施設に設置	無		T V会議システム端末を共用する側の施設に設置		
移動モニタリング設備		任意の位置の空間線量率、放射性物質濃度の測定と測定データの発信	測定機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供	無		測定機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供		
気象観測設備		気象観測塔における気象の観測と観測データの発信	気象観測機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供	無		気象観測機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供		
通信連絡設備	所内内線設備	所内内線設備間の通話	電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置	無		電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置		
	加入電話設備	所内外の加入電話設備間の通話	電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置	無		電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置		
	構内一斉放送設備	構内に居る者への連絡・周知	マイク、ケーブル、盤、スピーカで構成し、共用する側の施設に盤、スピーカを設置	無		マイク、ケーブル、盤、スピーカで構成し、共用する側の施設に盤、スピーカを設置		
周辺監視区域用フェンス		人の不法な侵入等の防止	共用する側の施設も鋼製フェンス、扉を使用	無		共用する側の施設も鋼製フェンス、扉を使用		
緊急時等会議システム		複数箇所との通話	T V会議システム端末を共用する側の施設に設置	無		T V会議システム端末を共用する側の施設に設置		

基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更を取り消す

変更前（補正申請書 令和4年12月27日補正）	変更後	備考
<p>管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>14) 固体廃棄物減容処理施設</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。</p> <p>構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 出入管理関係設備 放射線業務従事者等の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。</p> <p>(b) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。</p> <p>(c) 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量管理のため、個人線量計を備える。</p> <p>(d) 放射能測定設備 廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための測定機器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。</p> <p>(b) 気象観測設備 敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p>	<p>管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>14) 固体廃棄物減容処理施設</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。</p> <p>構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 出入管理関係設備 放射線業務従事者等の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。</p> <p>(b) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。</p> <p>(c) 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量管理のため、個人線量計を備える。</p> <p>(d) 放射能測定設備 廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための測定機器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。<u>また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う移動モニタリング設備を備える。</u></p> <p>(b) 気象観測設備 敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p>	<p>基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更を取り消す</p>
<p>第15条（計測制御系統施設）</p> <p>1 第2項に規定する「検知して速やかに警報する設備」とは、次の事項に関して警報する設備をいう。</p> <p>一 放射性物質を収納する系統及び機器の放射性物質の漏えい</p> <p>二 放射性物質による汚染の発生のおそれのある室の負圧</p>	<p>第15条（計測制御系統施設）</p> <p>1 第2項に規定する「検知して速やかに警報する設備」とは、次の事項に関して警報する設備をいう。</p> <p>一 放射性物質を収納する系統及び機器の放射性物質の漏えい</p> <p>二 放射性物質による汚染の発生のおそれのある室の負圧</p>	

変更前（補正申請書 令和4年12月27日補正）	変更後	備考
<p>管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>14) 固体廃棄物減容処理施設</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。</p> <p>構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 出入管理関係設備 放射線業務従事者等の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。</p> <p>(b) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。</p> <p>(c) 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量管理のため、個人線量計を備える。</p> <p>(d) 放射能測定設備 廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための測定機器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。</p> <p>(b) 気象観測設備 敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p>	<p>管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>14) 固体廃棄物減容処理施設</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。</p> <p>構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 出入管理関係設備 放射線業務従事者等の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。</p> <p>(b) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。</p> <p>(c) 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量管理のため、個人線量計を備える。</p> <p>(d) 放射能測定設備 廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための測定機器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。<u>また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う移動モニタリング設備を備える。</u></p> <p>(b) 気象観測設備 敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p>	<p>基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更を取り消す</p>

変更前（補正申請書 令和4年12月27日補正）	変更後	備考
<p>第十六条（放射線管理施設） 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。</p> <p>二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。</p> <p>三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。</p> <p>適合のための設計方針 第1項第1号について 変更なし</p> <p>第1項第2号について 事業所には、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定するため、以下の設備を設ける設計とする。 平常時においては、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。 また、事故時においては、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。さらに、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。</p> <p>第1項第3号について 廃棄物管理施設には、放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、廃棄物管理施設の各施設における管理区域の入口に、当該施設の放射線量・空気中の放射性物質の濃度及び床面の放射性物質の表面密度を表示できる設備を設けることにより、放射線業務従事者が安全に管理区域内の状況を認識できるものとする。なお、公衆に対し、固定モニタリング設備からの情報を表示できる設備を設ける。 また、管理区域における空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度及び</p>	<p>第十六条（放射線管理施設） 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。</p> <p>二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。</p> <p>三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。</p> <p>適合のための設計方針 第1項第1号について 変更なし</p> <p>第1項第2号について 事業所には、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定するため、以下の設備を設ける設計とする。 平常時においては、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。 また、事故時においては、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備に加えて移動モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。さらに、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。</p> <p>第1項第3号について 廃棄物管理施設には、放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、廃棄物管理施設の各施設における管理区域の入口に、当該施設の放射線量・空気中の放射性物質の濃度及び床面の放射性物質の表面密度を表示できる設備を設けることにより、放射線業務従事者が安全に管理区域内の状況を認識できるものとする。なお、公衆に対し、固定モニタリング設備からの情報を表示できる設備を設ける。 また、管理区域における空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度及び</p>	<p>基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更を取り消す</p>

変更前（補正申請書 令和4年12月27日補正）	変更後	備考
<p>構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 出入管理関係設備 放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。</p> <p>(b) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。</p> <p>(c) 個人管理用設備 放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、個人線量計を備える。</p> <p>(d) 放射能測定設備 廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための測定機器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。</p> <p>(b) 気象観測設備 敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p>	<p>構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 出入管理関係設備 放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。</p> <p>(b) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。</p> <p>(c) 個人管理用設備 放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、個人線量計を備える。</p> <p>(d) 放射能測定設備 廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための測定機器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。<u>また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う移動モニタリング設備を備える。</u></p> <p>(b) 気象観測設備 敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p>	<p>基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更を取り消す</p>

変更前（補正申請書 令和4年12月27日補正）	変更後	備考
<p>ており、各号への適合については以下のとおりである。</p> <p>一について</p> <p>平常時においては、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p> <p>事故時においては、固定モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。また、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p> <p>二について</p> <p>平常時において環境に放出される気体廃棄物については、廃棄物管理施設では原子炉施設の運転に伴い発生する放射性廃棄物を受け入れることから、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）に定める放射性物質を測定するための標準的な方法を参考として、排気モニタリング設備により監視及び測定する。</p> <p>同じく液体廃棄物については、同指針に定める放射性物質を測定するための標準的な方法を参考として、排水モニタリング設備により環境に放出する液体廃棄物をサンプリングし、監視及び測定する。</p> <p>三について</p> <p>事故時においては、廃棄物管理施設の特徴を踏まえ、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考として、一般公衆及び従事者に対する放射線防護の観点から放射線計測により情報を得るため、固定モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、線量並びに放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。また、同指針で平常時に使用する放射線計測系を共用としている排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器により、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p>	<p>おり、各号への適合については以下のとおりである。</p> <p>一について</p> <p>平常時においては、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p> <p>事故時においては、固定モニタリング設備に<u>加えて移動モニタリング設備</u>により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。また、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p> <p>二について</p> <p>平常時において環境に放出される気体廃棄物については、廃棄物管理施設では原子炉施設の運転に伴い発生する放射性廃棄物を受け入れることから、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）に定める放射性物質を測定するための標準的な方法を参考として、排気モニタリング設備により監視及び測定する。</p> <p>同じく液体廃棄物については、同指針に定める放射性物質を測定するための標準的な方法を参考として、排水モニタリング設備により環境に放出する液体廃棄物をサンプリングし、監視及び測定する。</p> <p>三について</p> <p>事故時においては、廃棄物管理施設の特徴を踏まえ、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考として、一般公衆及び従事者に対する放射線防護の観点から放射線計測により情報を得るため、固定モニタリング設備<u>及び移動モニタリング設備</u>により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、線量並びに放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。また、同指針で平常時に使用する放射線計測系を共用としている排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器により、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p>	<p>基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更を取り消す</p> <p>基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更を取り消す</p>

変更前（補正申請書 令和4年12月27日補正）

変更後

備考

設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	該当する設備・機器	給電の必要性の有無
放射線監視設備	放射性物質濃度の測定及び監視	周辺環境のモニタリングを行うため別途電源を確保しているもの	固定モニタリング設備	無
火災等の警報設備	火災を検知し報知する設備 火災以外の警報設備	監視盤には消防法に基づき非常用電源（バッテリー）を附置しているもの 液体廃棄物の液位異常上昇又は漏えいの警報、圧力に関する警報、温度に関する警報等を集中表示・発報するもので非常用電源（バッテリー）を附置しているもの	自動火災報知設備 集中監視設備	無 無
		液体廃棄物の液位異常上昇の警報を検知・発報するもの	廃液貯槽Ⅰ計測設備、処理済廃液貯槽計測設備、排水監視設備計測設備、廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備（管理機械棟）、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（固体廃棄物減容処理施設）	有
		液体廃棄物の漏えいの警報を検知・発報するもの	廃液貯槽Ⅰ計測設備、処理済廃液貯槽計測設備（廃液貯留施設Ⅰ）、廃液貯槽Ⅱ計測設備（廃液貯留施設Ⅱ）、排水監視設備計測設備（排水監視施設）、廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備（廃棄物管理施設用廃液貯槽）、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（固体廃棄物減容処理施設）、漏えい検知器（管理機械棟、廃液処理棟）	有

設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	該当する設備・機器	給電の必要性の有無
放射線監視設備	放射性物質濃度の測定及び監視	周辺環境のモニタリングを行うため別途電源を確保しているもの	固定モニタリング設備、 <u>移動モニタリング設備</u>	無
火災等の警報設備	火災を検知し報知する設備 火災以外の警報設備	監視盤には消防法に基づき非常用電源（バッテリー）を附置しているもの 液体廃棄物の液位異常上昇又は漏えいの警報、圧力に関する警報、温度に関する警報等を集中表示・発報するもので非常用電源（バッテリー）を附置しているもの	自動火災報知設備 集中監視設備	無 無
		液体廃棄物の液位異常上昇の警報を検知・発報するもの	廃液貯槽Ⅰ計測設備、処理済廃液貯槽計測設備、排水監視設備計測設備、廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備（管理機械棟）、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（固体廃棄物減容処理施設）	有
		液体廃棄物の漏えいの警報を検知・発報するもの	廃液貯槽Ⅰ計測設備、処理済廃液貯槽計測設備（廃液貯留施設Ⅰ）、廃液貯槽Ⅱ計測設備（廃液貯留施設Ⅱ）、排水監視設備計測設備（排水監視施設）、廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備（廃棄物管理施設用廃液貯槽）、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（固体廃棄物減容処理施設）、漏えい検知器（管理機械棟、廃液処理棟）	有

基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更を取り消す

変更前（補正申請書 令和4年12月27日補正）	変更後	備考
<p>(4) 廃液貯槽 I は、液位を監視する設備を設け、液位が異常に上昇した場合は警報を発する設計とする。</p> <p>5.3 固体廃棄物の受入れ施設 5.3.1 概要 ～ 5.3.6 評価 変更なし</p> <p>6. 計測制御系統施設 6.1 概要 ～ 6.3.5 評価 変更なし</p> <p>7. 放射線管理施設 7.1 概要 ～ 7.4.1 屋内管理用の設備 変更なし 7.4.2 屋外管理用の設備 (1) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する気体廃棄物及び液体廃棄物の放射性物質の濃度並びに廃棄物管理施設周辺の放射線を測定、監視するための放射線監視設備として、周辺環境モニタリング設備を設ける。 本設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備で構成する。 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の排気モニタリング設備は、排気口から放出される空気中の放射性物質の濃度を連続的に測定し管理機械棟の放射線モニタ盤において集中的に指示及び記録を行い、放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、管理機械棟において警報を発する。 また、固体廃棄物減容処理施設の排気モニタリング設備は、排気筒から放出される空気中の放射性物質の濃度を連続的に測定し、運転監視室の放射線監視盤において集中的に指示及び記録を行い、放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、放射線監視盤に警報を発する。 排水モニタリング設備は、排水に係る放出管理試料を得るために、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において採水を行う。 排気モニタリング設備の吸引部は排気口の近傍に、また、排水モニタリング設備の採水部は処理済廃液貯槽及び排水監視設備にそれぞれ設ける。 固定モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポストを設置し、連続測定を行う。</p>	<p>(4) 廃液貯槽 I は、液位を監視する設備を設け、液位が異常に上昇した場合は警報を発する設計とする。</p> <p>5.3 固体廃棄物の受入れ施設 5.3.1 概要 ～ 5.3.6 評価 変更なし</p> <p>6. 計測制御系統施設 6.1 概要 ～ 6.3.5 評価 変更なし</p> <p>7. 放射線管理施設 7.1 概要 ～ 7.4.1 屋内管理用の設備 変更なし 7.4.2 屋外管理用の設備 (1) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する気体廃棄物及び液体廃棄物の放射性物質の濃度並びに廃棄物管理施設周辺の放射線を測定、監視するための放射線監視設備として、周辺環境モニタリング設備を設ける。 本設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備、<u>固定モニタリング設備及び移動モニタリング設備</u>で構成する。 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の排気モニタリング設備は、排気口から放出される空気中の放射性物質の濃度を連続的に測定し管理機械棟の放射線モニタ盤において集中的に指示及び記録を行い、放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、管理機械棟において警報を発する。 また、固体廃棄物減容処理施設の排気モニタリング設備は、排気筒から放出される空気中の放射性物質の濃度を連続的に測定し、運転監視室の放射線監視盤において集中的に指示及び記録を行い、放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、放射線監視盤に警報を発する。 排水モニタリング設備は、排水に係る放出管理試料を得るために、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において採水を行う。 排気モニタリング設備の吸引部は排気口の近傍に、また、排水モニタリング設備の採水部は処理済廃液貯槽及び排水監視設備にそれぞれ設ける。 固定モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポストを設置し、連続測定を行う。 <u>移動モニタリング設備は、周辺地域の放射線状況を測定するために、モニタリングカーを備え、適宜測定を行う。</u></p>	<p>基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更を取り消す</p> <p>基準規則第16条の適合性に必要</p>

変 更 前 (補正申請書 令和4年12月27日補正)	変 更 後	備 考
<p>(2) 気象観測設備 風向、風速等の気象データを得るために気象観測設備を設ける。 上記(1)のうちの固定モニタリング設備及び上記(2)は、大洗研究所に設置してあるものを、原子炉施設等と共用する。</p> <p>7.5 試験検査 ～ 7.6 評 価 変更なし</p>	<p>(2) 気象観測設備 風向、風速等の気象データを得るために気象観測設備を設ける。 上記(1)のうちの固定モニタリング設備及び<u>移動モニタリング設備並び</u> <u>に</u>上記(2)は、大洗研究所に設置してあるものを、原子炉施設等と共用する。</p> <p>7.5 試験検査 ～ 7.6 評 価 変更なし</p>	<p>な設備であるため変更を取り消す 基準規則第16条の適合性に必要な設備であるため変更を取り消す</p>